

平成28年1月18日

文部科学大臣

馳 浩 様

公益社団法人 全国助産師教育協議会
会長 井村 真澄



要 望 書

わが国は平成19年に超高齢社会に突入し、現在も少子高齢化が加速する中で、「子どもの健全な育成」はわが国の最重要課題として認識されています。少子化対策に加えて女性の就業が推進されている今日、生命誕生の瞬間に立ち会い、思春期の頃から妊娠・出産・子育てを通して、さらには中高年期まで、生涯にわたり女性や子ども、およびその家族を身近で支える助産師には、社会から大きな期待が寄せられています。

平成21年7月に成立した「保健師助産師看護師法および看護師等の人材確保に関する法律の一部を改正する法律」では、わが国の助産師養成の修業年限は6か月以上から1年以上に改正されました。

一方、ICM（国際助産師連盟）は、平成22（2010）年に「助産師教育の世界基準」において、助産師教育の修業年限は1年6か月以上であることを示しました。また、平成24（2012）年には「専門職としての助産師教育のためのモデルカリキュラム」を示し、国際的な助産師教育の質の標準化を図ろうとしています。

公益社団法人全国助産師教育協議会は、昭和40年に全国助産婦学校長会議として設立し、昨年創立50周年を迎えました。50年間の活動を振り返る中で、助産師教育のさらなる発展に向けて、多くの教育機関、組織・団体から寄せられる期待を重く受け止めております。

本協議会は、次世代育成を支える助産師の教育の質保証と養成数の確保に向けて、下記の事項を要望いたします。

1. 助産学実習充実への助成

助産学実習の適切な環境整備に向け、地域の中で助産学実習を受け入れるすべての医療機関等に対し、臨床実習指導者の確保や学生の待機室・宿泊施設の整備について、整備資金等の支援をお願いしたい。

2. 助産学実習に係る学生一人あたりの分娩取扱い数：10回程度を維持するため、実習受入れの推進

助産学の専門性に特化した教育の質保証には、分娩介助の回数は現行の10回はもとより10回以上が望ましく、少なくとも現行の10回程度を維持することが必要である。よって実習受入れが促進するよう、臨床実習指導者確保のための施策を積極的に推進していただきたい。

3. 助産師教育に関わる教員と臨床実習指導者の質保証への助成

助産師教育に関わる教員及び実践経験のある助産師を大学院で教育することにより、優秀な教育者・研究者の育成を図り、教育と臨床の強固な連携によるより質の高い助産師教育を目指したい。よって助産師教育者及び臨床実習指導者が勉学に専念できる環境

を整備するための助成をお願いしたい。

4. 助産師教育に関わる専任教員の定員増

文部科学省が管轄する学校のすべての助産師養成課程において、法律で定められた教育内容の質を担保できるように、適正な教員人数の確保をお願いしたい。

5. 専門性に特化した助産師教育充実の推進

わが国の助産師教育は、看護基礎教育課程終了後に行うよう推進していただきたい。

6. 母性看護学実習において、産科医療施設での臨地実習を確保するための対策の推進

看護師養成課程における母性看護学実習において、現存する産科医療施設を看護学生の実習場足り得る条件整備を行い、産科医療施設での臨地実習を確保するための対策を積極的に推進していただきたい。

要望理由

1. 助産学実習充実への助成

助産学実習の適切な環境整備に向け、地域の中で助産学実習を受け入れるすべての医療機関等に対し、臨床実習指導者の確保や学生の待機室・宿泊施設の整備について、整備資金等の支援をお願いしたい。

実践力が求められる助産師教育の質保証には、助産学実習の質が大きな要因となる。そのため、助産学実習を受け入れる施設は学生を指導する専任の臨床実習指導者の確保が必須であるが、実習指導者が確保できないという理由で実習を断られることも多い。

また助産学実習の特徴として、産婦の分娩経過に合わせた実習調整が必要とされる。実習時間が夜間帯になることや、長時間にわたることも少なくない。母子に対して安全で快適な助産ケアを提供するためには、不規則な実習時間の中で学生が安心して待機できる場所の確保や、休息がとれる時間を調整することなど、学生の健康管理も極めて重要である。

以上の理由より、助産学実習を受け入れるすべての医療機関等に専任の臨床実習指導者を確保し、学生の待機室・宿泊施設を整備できるよう、整備資金等の支援をお願いしたい。

2. 助産学実習に係る学生一人あたりの分娩取扱い数：10回程度を維持するため、実習受け入れの推進

助産学の専門性に特化した教育の質保証には、分娩介助の回数は現行の10回はもとより10回以上が望ましく、少なくとも現行の10回程度を維持することが必要である。よって実習受け入れが促進するよう、臨床実習指導者確保のための施策を積極的に推進していただきたい。

助産師は女性と新生児の健康を最良とするため、分娩時に質の高い専門的ケアを提供し、安全で安心できる分娩介助を行わなければならない。今日、分娩数の減少による実習施設の確保が困難なケースも見受けられるが、助産師養成所の指定基準における分娩介助回数10回程度は、助産師としての

基礎的知識技術の獲得には最低の線であると考える。よって現行の 10 回程度の維持のため、病院や診療所、助産所において実習受入れが促進されるよう、臨床実習指導者の確保を積極的に推進していただきたい。

3. 助産師教育に関わる教員と臨床実習指導者の質保証への助成

助産師教育に関わる教員及び実践経験のある助産師を大学院で教育することにより、優秀な教育者・研究者の育成を図り、教育と臨床の強固な連携による、より質の高い助産師教育を目指したい。よって助産師教育者及び臨床実習指導者が勉学に専念できる環境を整備するための助成をお願いしたい。

昨今、多くの教育機関で教育力の低下が問題視されている。特に助産師教育はその専門性が高いために、特化した教育力の強化が必要である。よって本協議会では、助産師教育に関わる教員や臨床実習指導者等に教育研修を行い、教育能力向上に努めている。

しかし助産師課程において大学卒業者が 31.8% となり、今後もその率が増加することを鑑み、より組織立った教員・臨床指導者育成ビジョンを持つ必要がある。助産師教育を行う教員にはより高い教育力に加え研究能力が求められる。

以上より、質の高い助産師教育を継続していくため、助産師教育者及び実践経験のある助産師を大学院での研究コースや実践を Evidence-based でとらえるアドバンスコースで教育し、優秀な教育者・研究者の育成を図ることが必要である。よって教育と臨床の強固な連携による、より質の高い助産師教育を目指す人材養成プログラムへの助成の増額をお願いしたい。また実践経験のある助産師の大学院進学を促進するため、一定の所得保障に役立つよう、所属する施設や大学に助成をお願いしたい。

4. 助産師教育に関わる専任教員の定員増

文部科学省が管轄する学校のすべての助産師養成課程において、法律で定められた教育内容の質を担保できるように、教員の定員増をお願いしたい。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則において、助産師学校養成所の指定基準では、別表二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち 3 人以上は助産師の資格を有する専任教員とするとある。しかし現実には、助産師の資格を有する教員は、大学の複数課程で兼任しており、助産師教育課程の専任としている養成校は少ない。よって助産師教育課程には、3 人以上の助産師の資格を有する専任教員を確保するよう、教育機関へ働きかけていただきたい。

また助産師教育はその専門性が高いために、助産学演習・実習に携わる時間が長く、夜間や土日の実習教育が発生し、業務改善は喫緊の課題となっている。教育の質の担保には、教員の数が絶対的に不足している。さらに厚生労働省医政局看護課から出された通達（平成 27 年 9 月 1 日）によると、母性看護学実習施設には産科医療施設以外の実習施設も含めるとすると示されており、助産師教育機関として、このことを深く憂慮している。すなわち今後妊産婦や新生児のケアを全く行うことなく、学生が助産師教育機関へ入学することが予測され、助産師教育のレディネスの低下が危惧される。今後、助産学演習・実習前の教育に多大な時間を要することが考えられるため、演習・実習等に関わる教員の増員をお願いしたい。

5. 専門性に特化した助産師教育充実の推進

わが国の助産師教育は、看護基礎教育課程修了後に行うよう推進していただきたい。

助産師になるためには看護師国家資格取得が前提となることから、助産師教育は看護基礎教育課程修了後に行うことが望ましい。

現在助産師教育は7つの養成課程で行われている。それゆえに修了時の到達度に差異がみられており、国家資格としては一定基準の教育の保証に努める必要がある。一方、ICM（国際助産師連盟）は、平成22（2010）年に「助産師教育の世界基準」において、助産師としての最低限の能力を獲得させるための助産師教育の修業年限として1年6か月以上であることを提示した。本協議会も助産師教育の質の向上を図るために、ICMが提案した「専門職としての助産師教育のためのモデルカリキュラム」（2012）の基準を参照すると共に、国内の動向を踏まえ、会員からの意見を集約し、専門性に特化した助産師教育に必要な年限を2年とする将来ビジョン2015を策定した。

以上より、助産師教育は看護基礎教育課程修了後に行う教育の推進をお願いしたい。

6. 母性看護学実習において、産科医療施設での臨地実習を確保するための対策の推進

看護師養成課程における母性看護学実習において、現存する産科医療施設を看護学生の実習場足り得る条件整備を行い、産科医療施設での臨地実習を確保するための対策を積極的に推進していただきたい。

厚生労働省医政局看護課から出された通達（平成27年9月1日）によると、母性看護学実習施設には産科医療施設以外の実習施設も実習施設に含めることができると示されている。さらに実習の1/3の期間にあたる1週間を学内演習に置き換える代案は、我々助産師教育機関としては非常に憂慮すべき問題であると考えている。すなわち今後妊産婦や新生児のケアを全く行うことなく、学生が助産師教育機関へ入学することが予測され、助産師教育のレディネスの低下を危惧している。昨今看護基礎教育における実践能力の低下が問題視され、助産師教育機関においては本来の助産学演習に入る前の基礎的看護実践能力の習得に時間を要しているが、今後はこのような事態が進行し、ますます助産学演習・助産学実習前の教育に時間を要すると考えられる。

看護学生は、妊娠期から産褥期、新生児期、家族誕生期に関する実習体験を通して、その現象を観察しより深く理解し、学習を深化させることができる。看護に必要な観察・判断・ケア計画立案・実施・評価等の看護実践に必要な能力は、臨床において実際の対象者と関わるリアルタイムの双方向的関係性において、極めて効果的に育成されるのであり、産科医療施設における実習は決して従来の学内演習で代替できるものではなく、産科医療施設等、実習施設の確保（病院・診療所での実習指導者の養成・確保・補助金の提供等）のための対策を進める必要がある。